

令和 8 年 6 月高浜市議会定例会会議録（第 1 号）

令和 8 年 6 月高浜市議会定例会は、令和 8 年 6 月 11 日
午前 10 時高浜市議場に招集された。

議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定
(諸 報 告) |
| 日程第 3 | 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について |
| 日程第 4 | 同意第 5 号 農業委員会委員の任命について |
| | 同意第 6 号 農業委員会委員の任命について |
| | 同意第 7 号 農業委員会委員の任命について |
| | 同意第 8 号 農業委員会委員の任命について |
| | 同意第 9 号 農業委員会委員の任命について |
| | 同意第 10 号 農業委員会委員の任命について |
| | 同意第 11 号 農業委員会委員の任命について |
| | 同意第 12 号 農業委員会委員の任命について |
| | 同意第 13 号 農業委員会委員の任命について |
| | 同意第 14 号 農業委員会委員の任命について |
| | 同意第 15 号 農業委員会委員の任命について |
| | 同意第 16 号 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 5 | 議案第 39 号 令和 8 年度高浜市一般会計補正予算（第 1 回） |
| 日程第 6 | 議案第 33 号 高浜市税条例の一部改正について |
| | 議案第 34 号 高浜市都市計画税条例の一部改正について |
| | 議案第 35 号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について |
| | 議案第 36 号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| | 議案第 37 号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の
一部改正について |
| | 議案第 38 号 事業契約の変更について |
| 日程第 7 | 議案第 40 号 令和 8 年度高浜市一般会計補正予算（第 2 回） |
| 日程第 8 | 報告第 6 号 権利放棄の報告について |
| | 報告第 7 号 繰越明許費繰越計算書（一般会計） |

- 報告第8号 令和7年度高浜市水道事業会計予算の繰越しについて
- 報告第9号 令和7年度高浜市下水道事業会計予算の繰越しについて
- 報告第10号 令和7年度高浜市土地開発公社の経営状況について
- 報告第11号 令和7年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	橋本友樹	2番	荒川義孝
3番	神谷直子	5番	野々山啓
6番	今原ゆかり	7番	福岡里香
8番	岡田公作	9番	長谷川広昌
10番	北川広人	11番	鈴木勝彦
12番	柴口征寛	13番	倉田利奈
14番	黒川美克		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	杉浦康憲
副 市 長	深谷直弘
教 育 長	村越茂樹
企 画 部 長	野口恒夫
総合政策グループリーダー	原田優
DX推進グループリーダー	榑原雅彦
総 務 部 長	杉浦崇臣
財務グループリーダー	平川亮二
市 民 部 長	岡島正明
市民窓口グループリーダー	東文彦
経済環境グループリーダー	都築真哉
税務グループリーダー	西口尚志
福 祉 部 長	竹内正夫
こども未来部長	鈴木明美
都 市 政 策 部 長	磯村順司

防災防犯グループリーダー 亀井 勝彦

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 内藤 克己

主 査 祖父江 佑介

主 任 立花 容史枝

議事の経過

○議長（神谷直子） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私とも御多用のところ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

6月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会には、同意案件、条例の一部改正や令和8年度補正予算などの諸案件が提出されております。議員各位におかれましては、市民の要望に応えるべく、厳正かつ公平なる御審議を賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

午前10時00分開会

○議長（神谷直子） ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和8年6月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 杉浦康憲 登壇〕

○市長（杉浦康憲） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和8年6月高浜市議会定例会を招集しましたところ、議員全員の方にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

日頃より、市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいていることを厚く御礼を申し上げます。

昨年度より周知をしまいましたが、この6月より市役所及びいきいき広場の開庁時間及び電話受付時間につきまして、従来は午前8時半から午後5時15分であったものを午前9時から午後4時までに短縮いたしました。これは行政手続のオンライン化及び近隣自治体の動向を踏まえ、職員が勤務時間内において情報共有や課題解決に専念する時間を創出することで、職員の働き方を改革するとともに市民サービスの向上を図る取組であります。まだ変更間もないため、しばらくは御不便、御心配をおかけすることもあるかとは思いますが、引き続き、市民の皆様の御理解をいただきながら、時代に即した柔軟な運用を努めてまいりたいと思っております。

さて、現在、かわら美術館において、大村雪乃展―シールアートの世界―と題しまして、文房具の丸シールを使った都市夜景の光を点描する企画を開催しております。皆さんも行かれた方もあるかと思いますが、遠くから見ると本当にこれがシールなのかと思うようなものでも、それを近くで見るとシールを一つ一つ貼ってあるということで、とても面白い企画展だと思いますので、また、ぜひとも皆さん、かわら美術館のほうに行ってくださいと思っています。

さて、本日提案させていただきます案件でございますが、諮問 1 件、同意12件、議案 8 件、報告 6 件の計27件を御審議いただくものでございます。詳細につきましては、副市長及び担当部長より説明させていただきます。慎重な御審議の上、御意見、御同意、御可決、あるいはお聞き取りをお願い申し上げまして、招集の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔市長 杉浦康憲 降壇〕

午前10時 3 分開議

○議長（神谷直子） これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

○議長（神谷直子） 日程第 1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、1 番、橋本友樹議員、2 番、荒川義孝議員を指名いたします。

○議長（神谷直子） 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日、招集されました令和 8 年 6 月高浜市議会定例会の運営については、6 月 4 日に委員全員出席の下、議会運営委員会を開催し、当局より提示された案件について検討しました結果、会期は本日より 7 月 1 日までの21日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取扱いにつきましては、本日は諮問第 1 号及び同意第 5 号から同意第16号並びに議案第39号の議案の上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決をお願いし、続いて、議案第33号から議案第38号及び議案第40号の議案の上程、説明を受け、報告第 6 号

から報告第11号の報告を受けます。

6月16日及び17日の2日間は一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

6月19日に議案第33号から議案第38号及び議案第40号について総括質疑を行い、総務建設委員会については、議案第33号から議案第36号及び議案第40号の5議案を付託、福祉文教委員会については、議案第37号、議案第38号及び議案第40号の3議案を付託し、審査を願うことに決定いたしました。

各常任委員会の日程につきましては、既に配付してあります日程表のとおりですので、御了承いただきますようお願いをいたします。

6月定例会が円滑に進行できますよう格段の御協力をお願い申し上げて、御報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（神谷直子） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から7月1日までの21日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から7月1日までの21日間と決定いたしました。

ここで、諸般の事項について御報告いたします。

4月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員より提出され、議会図書室にて保管いたしておりますので、随時御覧をお願いいたします。報告事項は以上であります。

○議長（神谷直子） 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（深谷直弘） それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について、提案理由を申し上げます。

議案参考資料も併せて御覧をいただきますよう、お願い申し上げます。

本案は、現委員の神谷弘一氏が本年9月30日をもって任期満了となりますので、その後任として新たに岩月宏枝氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の御意見をいただきたく、諮問をお願いするものでございます。

岩月氏は人格が高潔で教育文化に関し識見も高く、その温厚誠実なお人柄から地域の皆さんの

信望も厚く、平成22年から8年間、高浜市教育委員会教育委員を務められるなど、多くの公職を歴任され、本市に対して多大な貢献をいただきました。これまでの御経験と識見から人権相談や啓発など人権擁護行政の推進に御尽力をいただけるものと確信をいたしております。何とぞ、御承認を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 今回、新たに岩月宏枝氏を推薦ということで今回上程されたわけなんです、この岩月宏枝氏を推薦するこの間の経緯についてお聞かせください。

○議長（神谷直子） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（東 文彦） 経緯についてお伺いを受けましたので、回答いたします。

先ほどの提案理由のほうにもありましたけれども、現委員の神谷弘一氏が9月末をもって任期満了になるということで、その後任の方でどなたかいらっしゃらないかというようなことで、その後任の方を探している中で現委員の方ですとか、こちら行政のほうでもどなたがいいかというようにお探しして、その中で岩月様どうかというようなことで、ちょっと御本人にも御相談をして…

○議長（神谷直子） ちょっと聞こえないです。

○市民窓口G（東 文彦） ごめんなさい。後任の方、どなたかいらっしゃらないかということで現委員の中や、あと行政のほうでもどなたが適任かというようなことで候補者のほう探しまして、その中で岩月様どうかというようなことで、ちょっと御本人のほうにもちょっとお話をして、今回御推薦させていただくといった経緯となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 今の御答弁でちょっとよく分からないのが、多分いろんなところから推薦してくださいって形で出てくるかと思うんですけど、何人か推薦された方がいて、その中でそういった協議会なり審議会なりで皆さんの御意見いただいて決定したとかそういうわけではないということなんでしょうか。そのあたりがちょっとよく分からないので、お願いいたします。

○議長（神谷直子） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（東 文彦） 今、何か協議会とかで何かその事前に審議したかというふうな御質問でございますが、それで何か事前に協議会に諮ったといったことではございません。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について、原案に異議のない旨、答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案に異議のない旨、答申することに決定いたしました。

○議長（神谷直子） 日程第4 同意第5号から同意第16号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（深谷直弘） それでは、同意第5号から同意第16号まで、農業委員会委員の任命につきまして一括して提案理由を申し上げます。

議案参考資料も併せて御覧をいただきますよう、お願い申し上げます。

この12件の同意案件は、現在の農業委員会委員の任期が本年7月19日で満了になることから新たに12名の農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の御同意を賜りたく、御提案をさせていただくものでございます。

初めに申し上げます。同意第5号から第12号、同意第14号から16号の11名の方は、全て高浜市農用地利用改善組合からの御推薦をいただいた方でございます。

まず初めに、同意第5号は、伊藤詠子氏の任命をお願いいたしますものでございます。

同氏は、現在農用地利用改善組合の農業振興事業委員をはじめ、農村生活アドバイザーをお務めいただき、認定農業者として幅広い知識を有するとともに地元農産物を使用した特産物加工にも取り組まれております。平成29年7月より農業委員として御尽力をいただいております。温厚なお

人柄と女性農業者として積極的に活動されております。

次の同意第6号は、神谷博隆氏の任命をお願いするものでございます。

同氏は、農用地利用改善組合の農業振興事業委員の御経験をお持ちで、農業者としての知識を有しておられます。令和2年7月より農業委員として御尽力をいただいております、温厚なお人柄と農業に対する豊かな御経験をお持ちでございます。

続きまして、同意第7号は、川角陸広氏の任命をお願いいたしますものでございます。

同氏は、農用地利用改善組合の農地流動化事業委員をお務めいただき、認定農業者として幅広い知識を有しておられます。平成29年7月より農業委員として御尽力をいただいております、温厚なお人柄と農業に対する豊かな御経験をお持ちです。

続きまして、同意第8号は、川角紀美氏の任命をお願いいたしますものでございます。

同氏は、農用地利用改善組合の役員を務めていただき、認定農業者として幅広い知識を有するとともに町内会長の御経験もあり、平成29年7月から農業委員として御尽力をいただいております、誠実なお人柄と農業に対する豊かな経験をお持ちでございます。

続きまして、同意第9号は、杉浦 司氏の任命をお願いいたしますものでございます。

同氏は、農用地利用改善組合の農地流動化事業委員やJAあいち中央営農部部会長の御経験を持ち、現在は高浜市農福連携推進委員、高浜市土地改良区理事長をお務めいただき、認定農業者としての幅広い知識を有しておられます。令和5年7月より農業委員として御尽力をいただいております、誠実なお人柄と農業に対する豊かな御経験をお持ちでございます。

続きまして、同意第10号は、内藤栄市氏の任命をお願いいたしますものでございます。

同氏は、町内会理事、吉浜南部配水総代、明治用水土地改良区総代会の総代を務められた御経験をお持ちで、農業者としての知識も有しておられます。令和5年7月より農業委員として御尽力をいただいております、誠実なお人柄と農業に対する熱意をお持ちでございます。

続きまして、同意第11号は、内藤克弘氏の任命をお願いいたしますものでございます。

同氏は、農用地利用改善組合の転作事業委員をお務めいただいております。加えて、農業委員会からの代表として都市計画審議会委員及び都市計画マスタープラン策定委員もお務めいただきました。平成26年7月から農業委員として御尽力をいただいております、温厚なお人柄と農業に対する豊かな御経験をお持ちでございます。

続きまして、同意第12号は、深谷由美子氏の任命をお願いいたしますものでございます。

同氏は、JAあいち中央高浜地区女性部高取地区理事を務められた御経験をお持ちで、農業者としての知識も有しておられます。また、高浜市健康づくり推進委員や高浜市婦人の会高取支部副部会長の御経験をお持ちで、各機関からの信頼も厚い方でございます。令和5年7月より農業委員として御尽力をいただいております、誠実なお人柄と農業に対する熱意をお持ちでございます。

続きまして、同意13号は、三浦京子氏の任命をお願いいたしますものでございます。

同氏は、日頃から農業に関心を持たれ、平成29年7月より農業委員として御尽力をいただいております。また、本市の介護保険審議会委員も務めていただいております。誠実なお人柄に加えて、市民の目線から素直な御意見を言える立場にあります。

続きまして、同意第14号は、天野和夫氏の任命をお願いいたすものでございます。

同氏は、農用地利用改善組合の総代を務めていただいております、農業者としての知識を有しておられ、誠実なお人柄と農業に対する豊かな経験をお持ちでございます。

続きまして、同意第15号は、杉浦利幸氏の任命をお願いいたすものでございます。

同氏は、農用地利用改善組合の総代を務めていただいております、町内会長の御経験もお持ちで、誠実なお人柄と農業に対する豊かな御経験をお持ちでございます。

最後の同意第16号は、杉浦頼美氏の任命をお願いいたすものでございます。

同氏は、JAあいち中央産直センター高浜の役員を務められており、高浜市落花生研究会会員でもあられ、誠実なお人柄と女性農業者として積極的に活動をされておられます。

ただいまそれぞれ申し上げました12名の方につきましては、農業に関する豊かな経験、またその姿勢から農政に係る審査及び決定を公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。何とぞ、御同意を賜りますよう申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） ちょっとごめんなさい。副市長がどこの推薦って言われたのがちょっと聞き取れなかったもんですから。最初のほうに申し上げていただいた、あのどこの推薦っていうのをもう一度ちょっとお聞かせいただきたいのと、あとそちらからこの12名が全員推薦いただいたのかっていうところと、その上で市としてどのように選考というか、そのそういう委員会とかあるんですかね。どんな形で今回この12名になったのかっていうことについてお伺いしたいのと、やはり県とか市とかのほかの役職に就いて、幾つかに就いてられる方もいらっしゃるんですけど、高浜市として、例えば広く多くの方の市民の方で専門的な知識を有する方、そういう方に私はなるべくいろんな役職に就いていただきたいと思うんですけど、なかなかそういった方がないから重なっているのか、それともどういった理由で幾つかの役職を重ねて、今回、推薦されてるかっていうところにつきましても御説明をお願いいたします。

○議長（神谷直子） 経済環境グループ。

○経済環境G（都築真哉） まず、副市長が最初に提案説明で申し上げましたのは、高浜市農用地利用改善組合からの推薦ということでございます。推薦、12人の推薦の12人のうち、改善組合からの推薦の方は全て改善組合からの推薦ということで、お一人、中立委員ということで、三浦京子氏につきましては公募ということでございます。

この農業委員の選定につきましては、まず、今回でいきますと令和8年2月からいわゆる公募

ということで、推薦及び公募ということで市のホームページのほうへ掲載をしまして、皆さんから推薦だとか応募ということを求めておりましたが、残念ながら公募という、残念というか、公募というふうで出てきたのはいわゆるこの中立的な委員の要件という方でありまして、三浦さんからの応募があったと。それ以外なかなか応募がございませんでしたものですから、こちらは応募ではなくて農用地利用改善組合からの御推薦をいただいておりますというものでございます。

この推薦や応募された委員さんたちの、今回ここへ上程をするまでのプロセスといたしましては、高浜市農業委員会の委員等候補者選考委員会という会議を4月に開催をしております、ここで審査を経て今回この議案の同意案件としての上程という形になっておるものでございます。以上です。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第5号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

同意第6号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

同意第7号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

同意第8号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

同意第9号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

同意第10号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

同意第11号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

同意第12号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

同意第13号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求め

ます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

同意第14号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

同意第15号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

同意第16号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

○議長（神谷直子） 日程第5 議案第39号 令和8年度高浜市一般会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議案第39号 令和8年度高浜市一般会計補正予算（第1回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

第1回補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億8,171万4,000円を追加し、補正後の予算総額を194億2,471万4,000円といたすものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款2項1目総務費国庫補助金は、物価高に伴う市民の家計負担軽減及び市内商店等の振興を図るため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上いたすものでございます。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として増額いたすものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款1項20目諸費は、令和7年度の実績に基づき、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金返還金を新たに計上いたすものでございます。

7款1項2目商工業振興費は、先ほど歳入で申し上げました国の交付金を活用し、市公式LINE登録者に市内商店等で使用できるデジタルクーポンを発行する等の業務委託料を新たに計上いたすものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

1番、橋本議員。

○1番（橋本友樹） それでは、主要新規の物価高騰支援クーポン事業ですか、これについて少しお聞きしたいと思います。

前回もありましたLINEクーポンと同じような事業であると認識はしているんですけども、こういった事業ですと、当然ですね、商工会さんと協力をいただかないとなかなか進まないかなと思っているんですが、これ登録するお店というのは商工会員に限定するのかわかっていうことをまずお聞かせください。

○議長（神谷直子） 経済環境グループ。

○経済環境G（都築真哉） 商工会員に限定することは考えておりません。

○議長（神谷直子） 1番、橋本議員。

○1番（橋本友樹） いろんな方を公募してということだと思います。そして、あの前回のクーポン事業の反省というか、前回予算オーバーしてしまったっていうようなことがあったと思うんですが、今回はそういったことがないのか。また、今回4クールに分けて、4回に分けてということで、そのうち2回が地元店のみというような形を取っておるのも、これもまた前回の反省を生かしてということなのか。また、参加される、この間の少し新聞報道を見ますと、学習塾さんなんかも対象になるよというようなことだったんですが、そのあたりはどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 経済環境グループ。

○経済環境G（都築真哉） 前回の関係で御質問いただきましたが、クーポン発行額が予算上限を上回るような心配はないかということがまず1点目かと思いますが、先般、実施事業者のプロポーザルを実施しておりまして、受託予定事業者の選定が既に終了しておるわけですが、そちらの事業者さんは近隣市等でも事業の運営実績がございまして、そちらの事業者さんが利用される

クーポンのシステムというのは、画面でこのクーポン額の残りがあと何パーセントですよだとかそういったことが表示される上に、上限額に達しますと自動的にクーポン利用ができなくなるという仕組みを持っておるものでございまして、既に先行して実施をされております近隣市でのそういったトラブルは聞いておりませんので、今回は心配がないかと思っております。

それから、今回4クールの中の2回を地元店ということでということで御質問いただきましたが、今の予定でございすけれども、8月から10月までの間の4クールを予定をしております、第1回、第3回は全ての登録店舗で利用できるということに加えて地元の皆さんのお店も知ってもらいたいと、使ってもらいたいという思いから、第2回、第4回については地元店のみが利用できる期間というふうに今のところは予定をしておるものでございます。

それから3点目の学習塾ということでございすけれども、前回とクーポン事業、それからその以前のプレミアム商品券等々の実施のときにもそういった事業者の登録があったように記憶しておりますので、そういったところが今回も手を挙げてくだされば、そういった対象にもしていけるのかなというふうに理解をしております。

○議長（神谷直子） ほかに。

12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 主要新規事業ナンバー1に関して、2点伺います。

まず1点目ですが、今回のこのデジタルクーポン事業についてはLINEの利用に不慣れな人に対して、説明会や個別案内窓口を設けるなど、できるだけ多くの市民に利用してもらうための工夫がなされていることは評価するものですが、その一方で、スマホそのものを所有していない人、これクーポン利用することができないです。こうしたスマホを所有していない市民について、どのように考えているのかをお答えください。

次に2点目です。

本事業、これ市民の家計支援と市内経済の活性化を目的として実施するものであると理解しております。一方で対象はこれ高浜市公式LINE登録者とされており、市外の住民についても利用できるようになっているものと理解、認識しております。

市内店舗での消費拡大という観点では一定の効果が期待できると考えますが、市民の家計支援という観点からすると市外の住民も利用できることについては疑問も残ります。この点についてのお考えをお願いいたします。

○議長（神谷直子） 経済環境グループ。

○経済環境G（都築真哉） 2点御質問いただきまして、まず、スマホの不所持の方に対する考え方はということで1点目の御質問いただいております。

この重点支援交付金による施策の実施につきましては、今回のこのLINEクーポン事業だけではございませんので、これまでも水道の水道料金の基本料金の減免だとか保育料、いや、保育

園や学校の給食費だとかそういった全体としてはいろんな方への還元がされるというような中で一部の、その一部分としてのこの物価高騰支援クーポンの発行事業というふうに理解をしておりますので、使える方にはぜひ使っていただいて事業者の売上げにも御協力いただけるとありがたいかなということで、2点目も考え方としては同様な形になりますけれども、市民に限定しないのということでございますけれども、これ市民に限定をするという方法も実際には選択肢はないわけではなくて、ちょっと事前の我々の調査では実際にマイナンバーカードと連動したこの利用ということもやれる方法としてあるよというふうには聞いてはおったんですけれども、ただ、そこまでやってしまうと今度逆に今回1億6,000万という大きな原資を使わせていただきます中で、いろんな方に使っていただくことで使うハードルを下げることによってたくさんの方に使っていただきたい。それは市内の事業者さんの応援につながるというようなことで今回市民には限定せずにいろんな方にも使ってもらえるようにというような設計にしておるということでございます。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） もう一点伺います。

本事業終了後、その効果を検証するためにどのようなデータを把握する考えか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 経済環境グループ。

○経済環境G（都築真哉） これ実際に実施をして使用されますと、お店のほうでの使われたデータはデータとして蓄積されていきまして、最後、終了後に各市もやっておりますけれども、利用者の方のアンケート、それから事業者の方へも運営事業者のほうからのアンケートというのも予定をしておりますので、そういったものを活用ができればと思っております。

○議長（神谷直子） ほかに。

7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） まず3点伺います。

主要・新規事業等の概要の高浜市物価高騰支援クーポン事業についてお伺いします。

水道基本料金の免除や学校給食費支援などの物価高騰対策については、既に3月定例会の当初予算に計上されておりましたが、本事業は今回の6月補正予算での計上となっております。物価高騰対策には迅速な支援も重要であると考えますが、本事業がこの時期の計上となった理由と事業内容の検討や制度設計にどのくらいの期間を要したのか、お聞かせください。

2点目にクーポン発行と業務委託料として1億7,667万5,000円が計上されておりますが、クーポン総額1億6,000万との差額はどのような経費を見込んでいるのか、その内訳をお聞かせください。

3点目に本事業の参加事業者数とその内訳として地元事業者とフランチャイズ店等はそれぞれ

何事業者を見込んでいるのか、お聞かせください。また、前回実施された、だいかぞくーポン事業と比較して参加事業者数は増加する見込みなのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 経済環境グループ。

○経済環境G（都築真哉） まず、この事業費の予算計上がこの時期になったということでございますけれども、昨年度末から物価高対策について様々な方法を検討しておりました。例えばでございますと、現金給付や商品券の配布、紙のクーポンの発行を今回のようなデジタルクーポンといったいろんな選択肢を検討しつつ、先ほどの御質問にもありました、対象も全市民対象なのか、もっと言いますと高齢者や低所得者といったような観点も踏まえて検討をしてみいました。それぞれについて費用面、方法面など情報収集をいたしまして、商工会さんや民生委員さんやいろんな関係の方の御意見も聞きながら調整、検討してきたというそういったことから、この時間が少しかかってしまっておるということございまして、この検討の中身としましては、例えばシステム上、対応ができるのかとか印刷や郵送などの事務費のコストがどれぐらいの割合を占めるのかとか利用者や事業者の手間、そういったことも踏まえて、そういったことに加え、今後の市からの情報発信ツールとしてのLINEの活用などの観点、そういったことも踏まえまして総合的に判断をした結果、少し時間がかかってしまったというふうでございます。

事業費の内訳でございますが、システムの費用それからこれは窓口や、すいません、利用者向けの説明だとか事業者向けの説明といったような運営の事務局の運営費、それからコールセンターを設置していただきますのでコールセンターの運営費、それからチラシ、ポスター等の印刷等々の費用、その他の経費がこの原資の1億6,000万のほかに見込まれておる、いわゆる事務費的なものということでございます。

参加の事業者数でございますが、100ぐらいがこの間の、すみません、150店舗ぐらいを何とか確保できればということございまして、これまでの実績も100前後といったような、これは紙の場合も含めてになりますが、そういった実績でございますので、そういった数がちょっと市内、市外がすいません、市内企業といわゆるフランチャイズみたいなところの割合みたいなところはちょっとすいません、数を整理しておりませんけれども、そういったことを今のところ見込んでおるところでございますので、前回のだいかぞくーポンのときよりも多い事業者に参加をしていただきたいというのが我々の希望でもございます。以上です。

○議長（神谷直子） 7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） あと2点お伺いします。

クーポンは同一店舗で複数枚利用することが可能なのか、また複数枚利用できる場合は1回の会計で利用できる枚数や利用条件をどのように設定する予定なのか、お聞かせください。あわせて、前回のだいかぞくーポン事業と同様に複数人分のクーポンをまとめて利用することも可能なのか、お聞かせください。

最後に、本事業は公式LINEを活用して実施されますが、LINE登録者数の増加や事業終了後の継続的な情報発信基盤の強化も意識しているのか、お聞かせください。また、他市ではクーポン利用に当たり、居住地や年代、性別、事業を知ったきっかけなどの情報を登録している事例があります。本市においても同様の情報を登録していただく予定はあるのか、またそれらの情報を把握することは可能なのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 経済環境グループ。

○経済環境G（都築真哉） 利用についてでございますが、1期間で利用者1人当たり、例えば300円のクーポンを5枚で計1,500円分を配布と、全期間をお一人で6,000円分のクーポンが利用できるというような一応形にしておりまして、ごめんなさい、ちょっと複数人でまとめてというところはちょっと今、同一店舗で複数の方でも使えるということでございます。

LINEの今後の利用につきましては、LINEの担当グループと今後またやっていく中で調整がしていければということで考えておりますが、まずはこのクーポン事業のほうを我々としては実施をしていくということでございます。

初期登録の件につきましては、近隣同様に、まずは最初に初期登録で若干の情報を登録をしていただくということは他市と同様に考えておるところでございます。以上です。

○議長（神谷直子） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 少しだけ補足させていただきます。

同一店舗で複数枚使えるということですが、金額によって、地元店の場合は1,000円以上買うと300円、2,000円で600円使うということでございますので、同一店舗で複数枚使うことがまずできるということ。で、複数人分まとめてということでございますが、1会計当たり使えるのが多分1人だと思うので、1会計当たりに1人が使うのではないのかと私は今考えておりますが、1会計当たりに使っていただくということで業者から詳細の打合せをしてるものではないものですから、今現在そのように考えております。

〔「議長、7番。」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 2回終わりましたよね。

ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 大きく、まず、今クーポンの話も出てるんですけど、その前に歳出のほうの2款1項20目の返還金の件につきまして、内容をまず詳しくお聞かせいただきたいところと、それから今話題になってるクーポンの話なんですけど、こちらが大きく分けて3点に分けてお聞かせいただきたいと思っております。

まず、先ほどからお話に出ております、今回LINEを使うということで、私としては生活困窮者とか低所得者、それから高齢者、スマホを持っていない、もしくはスマホを持っていても、

教えていただいてもなかなか使うのが難しい、そういった方への配慮につきましては、先ほど意見いただいて総合的に判断したっていうんですけど、その前にもスマホできない人もほかのいわゆる物価高騰の恩恵を受けてるんじゃないかという話もあったんですけど、結局例えば高齢者をあの例に取ると、給食費はまず当たりませんし、青パトも直接的な還元はないということで、いわゆる水道料金の還元しかなくなってしまうというところなんです。で、やはり今の時代このLINEクーポンで買い物ができるっていう方は、なかなか時間とお金に余裕がないとできないということになると、本当にこういった使えない人、そういった方についての配慮が私はないんじゃないのかなと思うので、そのあたりがどのような検討内容であったのか詳しく教えていただかないと、先ほどの利用、効果のデータについて利用者アンケートがあるっていう話をしたんですけど、前回のときも結局利用してない人からの声っていうのは市に届いてるのかなっていうところがあるんですね。私のほうにはやはり高齢者の方からすごく声が届きました。こういったものについては使えないということで声が届いておりましたので、そういった声はどのように受け止め、どのように今回の判断に至ったのか。そこについては詳しく教えていただきたいと思います。

それから2点目については、契約について伺います。

契約については、先ほどからほかの議員から契約の今回出てきた、このタイミングで出てきたのは遅いんじゃないかというお話がございました。これプロポーザルの…

〔不規則発言あり〕

○13番（倉田利奈） よろしいですか。何かお話されてる方いますけど。議長よろしいですか。何か北川議員が何かおっしゃってますけど、よろしいですか、続けて。

○議長（神谷直子） どうぞ。

○13番（倉田利奈） はい。プロポーザルの募集要項を見ますと、これ募集要領等の告示ということで4月24日にもプロポーザルの公示、失礼しました、公示をされてるんですよね。公示をされてるっていうことから考えると、やはりこのタイミングだと私は遅いんじゃないかと思ってます。やっぱり近隣自治体もう既に始めておりますので、高浜市…

○議長（神谷直子） 倉田議員、質疑で簡潔にお願いします。

○13番（倉田利奈） 高浜市として、なぜこのように遅くなったのかっていうところについても教えていただきたいのと、あとプロポーザルのこの募集なんですけど、いわゆる1億7,667万5,000円、これっていうのはいわゆる…

○議長（神谷直子） 本当に長いので、質疑、簡潔にお願いします。

○13番（倉田利奈） 説明しないと分かんないですよ。

○議長（神谷直子） いやいや、あなた説明のほうが長いですよ、いつもですけど。

簡潔に質疑をお願いします。

○13番（倉田利奈） いわゆる国から下りてきた金額から先ほどの水道と給食費と青パトを除い

た金額のこの限度額がぴったりで募集するのはいいんですけど、今回のこの契約もぴったりになるのかなと思うのとすごくここ違和感があって、結局、市の積算、市の積算について先ほどいろいろ運営費とかコールセンターとかあったんですけど、市の積算が一体これ幾らになっているのかについては、しっかりお答えいただきたいと思います。

それから、プロポーザルについて何者募集があったのか。それから今回これ、先ほど言ってるようにこの限度額ぴったりになったということは、どういった観点とかどういった理由によって、2者とか3者とかあった場合は、この今回もう決まっていますよっていう業者なんで業者名もできたら教えてほしいですし、その業者にしたのかっていうところについてもお聞かせください。

それから、3点目については利用についてお聞かせください。

先ほどからLINEであと何パーセントですよって感じで、どれぐらい残ってるかっていうのが分かるっていうお話があったんですけど、ほかの自治体だと例えば先に何かそのクーポンを手に入れてからそれを使うっていうやり方があるんですけど、今回はどういうやり方で使えるのかっていうその詳しい説明がまずいただきたいのと、その説明がないとちょっとよく分からないんですけど、例えば買い物かごを持ってこうやって買い物したんだけど、レジのどこに行ったらちょうどなくなっちゃったとか、そういうことがあり得るのかどうか、そこについてもお聞かせいただきたいと思います。それから利用についてということで…

○議長（神谷直子） 一回、ここで切りましょうか。

答弁をお願いします。

総合政策グループ。

○総合政策G（原田 優） 私からは、予算書の22ページ、23ページの物価高騰の交付金の返還金のことについてお話をさせていただきます。

こちらの内容につきましては、令和7年度に国の交付金を使って行いました2つの事業、低所得価格高騰重点支援給付金事業及び不足額給付の事業の事務費につきまして、国が示す算定基準に基づいて2,153万2,000円の交付決定を受けた交付金を先に概算払として全額を受領しておりますけれども、事業が完了した後、実績を報告を受けたところ、1,649万3,090円という実績になりまして、その差額分503万8,910円を返還するというものになりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（神谷直子） 経済環境グループ。

○経済環境G（都築真哉） スマホを持たない方、高齢者等への配慮はということでございますけれども、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。先ほど、12番議員からもおっしゃっていただきましたけれども、実際、利用者の説明のほうは、この操作説明を市内の数か所で開催をして、そこへ主にやはり若い人たちはほとんど説明には来ないというふうに思っていますので

御高齢の方がいらっしゃった場合には、お一人お一人に対して順次説明をさせていただくような形を考えております。近隣でもそういったやり方をされておるといふふうに聞いておりますので、皆さん全体を集めて一齐に説明をするという形というよりは、個別に操作方法の御説明をするというようなイメージで承知をしておりますので、そういったところで、お持ちでない方には何もできませんけれども、お持ちである方にはそういった形でやっていただく。

それから店舗のほうでもQRコードを読み取っていただくという形なのでお店のほうから多少そういった使い方というのは御説明をしていただけるといふふうに、実際に近隣でもそういった形で運用がされておるといふふうに承知をしております。

それから契約に関してですが、プロポーザルで告示が公示が遅いということは先ほど御答弁させていただいたとおりでございます。プロポーザルの金額の件でございますが、国の重点支援交付金の残額を活用してということが今回の予算計上の前提にして我々も積算をしておりますので、そういった形で原資を1億6,000万、残りを事務費ということで、事業者さん、どの方法にするかという検討の中でもいろんな方法による事業者からの参考見積り徴収しておりますので、その見積りを参考にさせていただいて金額を設定をしておるといふことでございます。

実際にプロポーザルは、2者応募がございまして、今回、この受託の候補者といたしましては、東海道シグマという事業者が実施をする予定をしております、この事業者がこのあたりも含めて、県外も含めて多くの実績を有するということで、こちらを採択した主な理由はこれまでの実績、それからシステム、前回のような先ほど御質問いただいたような前回同様の一般財源での余分な負担が出ないようにということが出来るシステムを使うということが今回の大きな条件といふことでございますので、そのあたりは御理解いただければと思います。

あと利用についてでございますけれども、クーポンの利用につきましては今申し上げたとおり、よその自治体とやっているものと同じでございますので、あえて細かいところの説明は御紹介いたしません、先ほどおっしゃられたように、レジで残り1%という状況の中では並んでいても目の前でなくなってしまったら、市内のどこかでお一人の方が最後の金額を使われました。使われてしまうと市内全部の店舗で使えなくなりますので、13番議員さんおっしゃられたような状況は起こり得るといふことでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） では、1回目の続きなんですけど、一個すいません、答弁漏れがございまして、私はあの参考見積りによる市の積算の内容を聞いたので、それについてお答えがなかったので、ついでお答えいただきたいのと、あと、今おっしゃってる、いわゆるその操作説明の件なんですけど、説明会について、どの場所で何回行っていただけるのかっていうことと、あと民生委員さんからもっていうお話が先日の説明であつたんですけど、具体的にどのような説明、民生委員さんがどのように動かれるのかっていうのがよく分からないので教えていただきたいのと、

あとコールセンターっていうお話もあったんですけど、昨日私たまたま碧南市の市役所に行ったら、いわゆる入口のところでも常設型の説明を受ける窓口があったんですけど、そういう常設型のものがあるのかどうかについても併せてお聞かせください。

○議長（神谷直子） 経済環境グループ。

○経済環境G（都築真哉） まず市の積算につきましては、先ほど福岡議員に御答弁したような形で事業費のほうの内訳として積算をしておるというものでございます。説明会につきましては、今のところまだ今後、具体的な日時、場所は決まっておりません。今後、御議決いただいた後に契約を交わしましてその上で事業者と調整をしていくことを考えております。

民生委員さんの件でございますが、民生委員の民生委員協議会のほうで一度お話をしながら民生委員さんがどのようにお関わりいただけるかというのは、今後調整をするというものでございます。

コールセンターにつきましては、速やかに、契約後、早い段階で設置をしていただきまして、これはこちら市内のコールセンターということではなくて、事業所さんのほうの、事業所のほうでコールセンターを設置をしていただく予定をしておりますので、そちらでは御対応いただくということと常設の市役所での窓口というのは今のところちょっとまだ考えておりませんので、市役所においてになれる方があれば経済環境グループのほうで御説明させていただくことはあるかなと思います。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） あのですね、やはり先ほど言ってるように、高齢者でスマホが使えない人、持っていない人、そういった人へ、今の説明だと私とてもじゃないけどまたいろんな声が出てきても何か説明ができないんですけど、追加で何か申し上げることができることがあれば教えていただきたいのと、あと私が言ってるのは、今回、この残ったお金のうち、1億6,000万円がデジタルクーポンで、この提案の限度額を読むと事務費の減額に伴いデジタルクーポン発行額が増額することも想定することってなってるんですね。そういったことから市が積算をどのようにしたのか、幾らで例えば今言った運営費が幾らでコールセンターが幾らで印刷費が幾らでその他の経費が幾らでっていうそこを私聞かないと、何でこれが1億6,000万円ぴったりになるのかなっていうのがなかなかちょっと理解できないので、そこをしっかりと市の積算について教えていただかないとということなので教えてください。

それから、結局これ先ほど言ってるように遅いっていう話から、私は4月の臨時議会でもこれ上程できたんじゃないのかなと思うんですよね。今の話聞いていると、業者は決まってるけど何か決まってないことがまだまだ多いなっていうところで非常に私不安なんですけど、そのあたり今後まだその詰めていかなきゃいけない部分っていうのはどういった部分になるのか、教えていただきたいと思ってます。

○議長（神谷直子） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） これ高齢者のところなんですけども、限られた交付金をできるだけ多く市民の皆様の支援に充てるために、先ほどリーダー言いましたように迅速性だとか議決後の迅速性、事務経費などを総合的に勘案して、LINEクーポンの方式を採用したということでした。

ちょっとこれ、反問よろしいでしょうか。

○議長（神谷直子） 反問されますか。ちょっと待ってください。

では、反問権を使われるということで、どの部分の反問。

○市民部長（岡島正明） 今の質問に対して、ちょっとお聞きしたいことが。

○議長（神谷直子） 反問の趣旨としては、質問の意味が不明なときまたは質問内容の確認、質問に対しての疑問があるとき、質問議員の考え方の提示の要求とありますけれども、どの部分で反問をされたいか、ちょっとお聞かせ願えますか。

○市民部長（岡島正明） 議論がちょっと少しお互いかみ合わないので、高齢者のところで。

○議長（神谷直子） 反問を許可しますので、先ほどのその高齢者の、倉田議員の高齢者の発言についてどういったことだかちょっとお願いできますか。

○市民部長（岡島正明） まず、我々も高齢者対策っていうのは一生懸命何かないかなということ考えてきまして、結局、LINEクーポンをすぐ採用したっていうわけじゃなくて、高齢者対策どうしたらできるんだろうということの中で時間がかかってきたという背景がございます。そこで、議員がお考えになられます、高齢者を含めた公平性を確保しつつ、同時に事務経費の抑制、迅速な支援の実施という観点を満たす、より適切な方法があるのであれば、御教示いただければというふうに思います。

○議長（神谷直子） はい。ということでしたので、倉田議員、その反問に対する答弁願えますか。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 例えば、ほかの自治体だと紙でやはりクーポン券っていうのを出してる場所もあります。そういったものをやった場合、例えば事務経費がこれだけ多くなっちゃったから、だからLINEにしましたよとか、あとほかの方法としては生活困窮者とか低所得者、高齢者そういう人のいわゆる非課税世帯って言われるところにつきまして、一部給付をするとか、いろんなパターンが考えられると思うんですよね。そういう中でどういうパターンを例えば考えたんだけど、金額的にこれがこうでした、これがこうでした、これがこうだったから、だから総合的に考えてこういうふうになりましたっていうなら分かるんですけど、ただ単に総合的に考えて判断した結果、これLINEクーポンにしましたって言われると、私もあの市民に対して説明ができないので、そこをきちんと説明してほしいという意味で質問いたしました。

○議長（神谷直子） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） ちょっと説明がうまくできてなかったのかどうか分かりませんが。

○議長（神谷直子） 反問は。今の答弁でよかったですか。何か今の答弁だと、その議案以上のお話を議員がされてたように感じましたけど。

〔「議案の何を。じゃあ、どこが違うの。」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 議案はLINEクーポン、補正予算に対する議案の質疑なので、その部分を超えちゃうと、ちょっと超えたような私は気がしたんですけれども、その答弁で納得されたのかどうかというところ。

反問に対する回答がなされましたけれども、これでよろしいですかという確認をしないといけないことになっておりますので、反問された市民部長、この答弁でよろしかったですか。

市民部長。

○市民部長（岡島正明） 理由がほかの方法は何を考えたとかで、これになったのかっていうことの説明を求めるといような今内容だったんですが、議員さんはそれを自分自身としてどういう方法であれば事務費も安くできて市民に還元がたくさんできて、迅速性があって高齢者に配慮できてというスキームで実施できるのかという具体的な方式があれば、お聞かせ願いたいと思います。

〔「それは駄目だ、代案だもん。それは駄目だよ、受けちゃ。」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） それは反問ではないので、代案を求めているということなのでってことですよね。一般質問とかでそれはお願いしたいんですけど。

このLINEクーポンに当たって高齢者でも使えるようになったかどうかということだったら反問になるんですよね。

もうそれで終わって…

ということで、今回の反問はこれで一度閉じさせていただきます。よろしいですか。もう一回、もし反問使いたかったら、ちょっとお願いしたいですけど。きちんとした、どういう反問を…

異論がなければ、閉じます。

〔挙手する者あり〕

答弁ですか。

経済環境グループ。

○経済環境G（都築真哉） まず、事務費の内訳でございますけれども、ざっくりと申し上げますと、システム関係で430万余、事務局の運営で400万余、コールセンターの運営費として300万余、その他、チラシ、ポスター等の印刷、発送等の費用が100万円程度ということで、その他管理費等々含めてという形で積算をしておるものでございます。

続きまして、まだ今後詰めていくということでございますが、一番大きいのは先ほど御説明い

たしましたとおり、利用者操作説明会をどこでどのようにやっていく、いつどこでやっていくかっていうところでございまして、ここはちょっと我々も当初は全体向けな大人数の方に対してお話をし説明するようなイメージのものを持っておった部分があったので、そのあたりちょっと事業者のほうとしっかり詰めていきたいなというところが一番大きいところかなと。あと細かいところは、何をいつ、どのタイミングでどうやってやっていきますよっていうことは、スケジュール的なところは細かい調整は今後契約後に詰めていくことがあろうかと思えますけれども、仕様書、募集要項に書いてあることはおおむね決まっておる、それを前提にやっていただくというふうに承知をしております。

○議長（神谷直子） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 金額のところ少し補足させていただきますと、事業者からもらったある程度の金額をプロポーザルの上限、プロポーザルというのは事務費をプロポーザルしておりますので、今回の例でいくと1,667万5,000円。この金額でこれを上限に事務費のプロポーザルをかけておりまして、実際は1,600万円弱で御提案がありました。交付金全体として1億7,667万5,000円残っておりますので、これからこの事務費、提案のあった事務費の交付金を除いた額がクーポンとして使用されるということでございますので、ぴったりになった理由はそういう理由になります。

〔「すみません。答弁漏れです。」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 答弁漏れなんですけど、1点プロポーザルで、その今、東海シグマさんですかね、そちらになったっていう理由につきましては、金額が今いろいろ説明あったんですけど、とりあえず今予算計上では満額になってるものですから、まあ、ここに決まったっていう理由についてちょっと御答弁がなかったのでお願いします。

○議長（神谷直子） 経済環境グループ。

○経済環境G（都築真哉） 先ほど答弁したとおりでございます。

○議長（神谷直子） ほかに。

9番、長谷川議員。

○9番（長谷川広昌） 物価高支援クーポンの関係でお伺いしたいんですけども、主要・新規事業等のほうで、目的のところで総額1億6,000万円のクーポン発行により、経済効果6億円を見込んでいるんですけど、この6億円を具体的にどういうふうに見込んだのかっていうのと、あと実際にそれによって市税収入がどれぐらい増えるのか、その辺、分かれば教えてください。

○議長（神谷直子） 経済環境グループ。

○経済環境G（都築真哉） まず、経済効果の見込みの根拠ということでございますけれども、主要新規のほうへ6億円の見込みと書かせていただきましたのは、第1回と第3回がフランチャ

イズ店を含む市内全てのクーポン取扱店舗を対象として、クーポンの配布予定額がそれぞれ5,000万円ということでおおよそ半々、これ還元率20%のフランチャイズ店と30%の地元店での使用をそれぞれ半々として見込んだ場合に各期間で2億円ずつと見込みまして、合計で約4億円。第2回と第4回がフランチャイズ店を除く地元店舗がクーポン取扱店舗の対象となりますのでクーポン配布額がそれぞれ3,000万円といたしまして、各期間1億円ずつで見込んで約2億円で、合わせて約6億円の経済効果という形で見込んだということで書かせていただいておりますが、市税収入のほうは、すいません、見込んでおりませんので、ちょっとお答えができません。

○議長（神谷直子） 9番、長谷川議員。

○9番（長谷川広昌） 税務グループ、市民部長いらっしゃいますけど、部長が管理してる長なので、できたらこういったのがどれぐらいこういうふうに経済効果があつて市税収入がどれぐらいあるかぐらいをしっかりと見込んで、こういったものもやってほしいなと思ってるんですけど、市民部長、市税効果はどれぐらいありますか。

○議長（神谷直子） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 事業、今回はこの場に及んで見込んではおられません。それぞれ、個人事業主、量販店、それぞれ形態も違っておりますし、今後、一定の条件を基に、次回のときにはこういうの見込んでいきたいというふうに考えております。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

1番、橋本議員。

〔1番 橋本友樹 登壇〕

○1番（橋本友樹） それでは、議長のお許しをいただきましたので、議案第39号 令和8年度

高浜市一般会計補正予算（第1回）について、市政クラブを代表いたしまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の補正予算は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これを活用するものであって、まさに物価高に苦しんでいる家計の助けとなり、また市内の商店をはじめとする事業者の皆様を応援するといった、この臨時交付金の趣旨にまるっきり乗ってかなったものであるというふうに考えております。

実施が遅いんじゃないか、なぜこの時期なんだというようなお声もございましたけれども、その分、しっかりと時間をかけ、検討され、制度の設計がされたものであるというふうに理解をしております。

前回の同様のLINEクーポン事業では、予算オーバーしてしまったということがございましたが、今回はシステム上でオーバーすることはあり得ないということでその点についても安心をしているところであります。また、実施回数を4回に分けて、うち2回については地元店のみにするといった地元の商工業者を応援するという意味でも非常に理にかなっていて評価する点であります。また、業種についても小売だけではなく、学習塾などの習い事をされている方も対象とするといったことも非常に理にかなっており、賛同するところであります。

今回のクーポン事業名称を「たかはま元気もりもりクーポン」とされております。この名称どおり、もりもりと元気が出る、市民の元気、そして商工業者の元気がもりもりと上がり、そしてこのまちが活性化されることを期待してこの議案に賛成するものであります。どうぞ皆様も賛同していただきますようお願い申し上げます。

〔1番 橋本友樹 降壇〕

○議長（神谷直子） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） ほかに討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第39号 令和8年度高浜市一般会計補正予算（第1回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷直子） 日程第6 議案第33号から議案第38号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第33号から議案第35号までの3議案について、御説明を申し上げます。

初めに、議案第33号 高浜市税条例の一部改正について、御説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、市税条例の改正をお願いするものでございます。

参考資料43ページをお願いします。

改正の主な内容といたしましては、個人市民税に関するものが2点ございます。

1点目は、特定大口株主が受け取る上場株式等の配当金が特定配当等に追加されたことに伴い、住民税の特別徴収対象とする規定を追加するもの。2点目は、所得税の基礎控除額の引上げに伴い、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲を見直す規定を追加するものでございます。

次に、固定資産税に関するものが1点で、物価指数が上昇していることを踏まえ、家屋及び償却資産に係る免税点を引き上げるものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、条文に沿って御説明を申し上げます。

参考資料10ページの新旧対照表をお願いします。

第32条の改正は、特定大口株主上場会社の株式を3%以上保有する株主が受け取る配当金が住民税の特別徴収の対象とされましたので、配当支払時に住民税5%を徴収するとともに、税制上、引き続き、総合課税の対象とするもの。

13ページをお願いします。

第35条の3の3の改正は、公的年金等受給者において、所得税の基礎控除額の引上げにより従来の公的年金等受給者の扶養親族等申告書提出の考え方では、個人住民税の賦課決定に必要な情報が得られない場合が生じることから、一定の者については申告書の提出を義務づける措置を講じるもの。

16ページをお願いします。

第59条の改正は、平成3年以降、見直されていなかった固定資産税の免税点について、物価指数等が上昇していることを踏まえ、家屋の免税点を20万円から30万円に、償却資産税の免税点を150万円から180万円に引き上げるもの。

附則第6条の改正は、限りある医療資源を有効活用し、健康づくりを促進する観点から、セルフメディケーション税制を見直すもので、スイッチOTC医薬品の購入費についての適用期限を撤廃するとともに、それ以外の医薬品について適用期限を5年間延長し、令和13年12月31日までとするもの。

17ページから18ページをお願いします。

附則第7条の3は、住宅ローン控除の対象となる入居年を5年間延長して、令和12年12月31日までとするもの。また、所得税の基礎控除額の引上げにより令和7年以前に入居した者に係る控除限度額が縮小しないように、税制改正前と同様の条件で控除限度額を算定するための措置を講じるもの。

19ページをお願いします。

附則第8条の改正は、肉用牛の売却による農業所得に係る市民税の課税の特例、免税措置の適用期限を3年間延長し、令和12年度までとするもの。

22ページをお願いします。

附則第10条の2第26項の改正は、バリアフリー法に基づき改修を行った特別特定建築物について固定資産税を減額し、減額割合は各自治体で定める「わがまち特例」のものとされましたので、参酌基準どおりの3分の1とするもの。

25ページをお願いします。

附則第10条の3第16項の改正は、改修特別特定建築物に係る固定資産税の「わがまち特例」を受ける場合の申告書への添付書類等を定めるもの。

28ページをお願いします。

附則第17条の2の改正は、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、適用期限を3年延長し、令和11年度までとするもの。

29ページから30ページをお願いします。

第4項の改正は、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡したときにおいて、地すべり防止区域等に存する場合は、本特例措置の適用外とする旨を規定するもの。

31ページをお願いします。

附則第19条の3の改正は、金融商品取引業者登録後に登録されている業者を通じて取引された特定暗号資産の譲渡所得に対する課税方式が、これまでの総合課税から所得税15%、住民税5%の一律20%の申告分離課税に変更するもの。その他、地方税法等の改正等に合わせて、引用条項ずれの措置を行うなど、所要の規定の整備を行っております。

議案書21ページの附則をお願いしたいと思いますが、附則といたしまして、第1条は施行期日で、この条例は公布の日から施行するもの。ただし、第1号から第4号まで、それぞれ記載のとおり、施行期日を定めるものでございます。

22ページの第2条から23ページの第3条までは経過措置でございます。

続きまして、議案第34号 高浜市都市計画税条例の一部改正について、御説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、都市計画税条例の改正をお願いするものでございます。

改正の内容につきまして、条文に沿って御説明を申し上げます。

参考資料38ページの新旧対照表をお願いいたします。

附則第7項の改正は、固定資産税と同様にバリアフリー法に基づき改修を行った特別特定建築物について都市計画税を減額し、減額割合は各自治体で定める「わがまち特例」のものとされたため、参酌基準どおりの3分の1とするもの。

39ページをお願いします。

附則第8項の改正も、固定資産税と同様に改修特別特定建築物に係る都市計画税の「わがまち特例」を受ける場合の申告書への添付書類等を定めるものでございます。その他、引用条項ずれの措置を行うなど、所要の規定の整備を行っております。なお、議案書27ページにおきまして、附則といたしまして、第1項は施行期日で、この条例は公布の日から施行するもの。第2項及び第3項は経過措置でございます。

続きまして、議案第35号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

参考資料48ページをお願いします。

改正の内容は3点ございまして、1点目は、課税限度額の引上げ、2点目は、子ども・子育て支援納付金課税額の新設に伴う課税限度額の設定、3点目は軽減措置の拡充でございます。

それでは、改正の内容につきまして、条文に沿って御説明を申し上げます。

参考資料45ページの新旧対照表をお願いします。

第2条第2項の改正は、基礎課税額の課税限度額を66万円から67万円に改めるもの。

第5項の改正は、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を3万円と設定するものでございます。

第23条第1項の改正は、46ページをお願いしまして、国民健康保険税の減額について、第2条の改正に伴い、引用する基礎課税額の課税限度額を改めるもの及び引用する子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を定めるものでございます。同項第2号の改正は、軽減判定所得基準額の算定において、5割軽減については、被保険者数に乘じる額を30万5,000円から31万円に改めるもの。

第3項の改正は、同様に2割軽減について、56万円から57万円に改めるものでございます。

議案書28ページの附則におきまして、第1項は施行期日で、この条例は公布の日から施行するもの。

第2項及び第3項は経過措置でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（神谷直子） 都市政策部長。

○都市政策部長（磯村順司） それでは、議案第36号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一

部改正について、説明をさせていただきます。

議案書及び参考資料の49ページの新旧対照表と50ページの概要資料につきましても併せて御覧いただきたいと思います。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

改正の内容は、最近の社会情勢等に鑑み、第18条に規定する非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額を現行の31万5,000円から33万円に引き上げるものでございます。なお、附則の第1項におきまして、本条例の施行日は公布の日としており、附則の第2項では、改正後の第18条の規定は令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお、従前の例によることとしておりまして、また附則の第3項では、改正前の18条の規定により支給されたもので、その額が66万円未満であるものに限り、新条例の第18条の規定に基づく葬祭補償の内払いとみなす規定といたしております。説明は以上でございます。

○議長（神谷直子） 福祉部長。

○福祉部長（竹内正夫） それでは、議案第37号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

議案書及び議案参考資料を併せて御覧いただきますようお願いをいたします。

議案書30ページをお願いいたします。

本案は、令和7年度の税制改正により、第9期介護保険事業計画、令和6年度から令和8年度までの開始時点では想定していなかった影響が新たに生じることとなったため、その影響が介護保険料に及ばないように遮断することを目的として、介護保険法施行令の一部が改正されました。これに伴い、令和8年度の保険料率等の算定等に係る特例を附則に定めるものでございます。

改正の内容ですが、附則第7条は、保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例を定めるもので、給与等の収入金額が55万1,000円以上190万円未満の第1号被保険者の合計所得金額の算定において、令和7年度の見直しによる影響額を加算した額を使用するものでございます。

32ページをお願いいたします。

附則第8条は、保険料率の算定に関する基準の特例を定めるもので、令和7年度の見直しの影響により市民税が非課税となる者であっても、保険料の所得段階の判定においては市民税が課される者とみなして判定を行うものでございます。

具体的には、世帯内の判定に際し、令和7年度見直しの影響により令和8年度分の市民税が非課税となった者がいる場合、その方を市民税が課されているものとみなして世帯の課税状況を判断するほか、被保険者本人の判定に際しても同様の影響により令和8年度分の市民税が非課税となった場合は課されるものとみなして保険料段階を判定するものでございます。

33ページをお願いいたします。

附則第9条は、保険料の減免に関する特例を定めるものであります。対象となる方は、第1号被保険者またはその世帯主及び全ての世帯員が令和7年度分、令和8年度分のいずれも市民税が課されていない者であり、かつ介護保険法施行令附則第25条及び前条のみなし規定により令和8年度分の市民税が課されているとみなされた者となります。

このような方について、みなし規定の適用後の保険料段階が適用しない場合よりも高い段階となる場合に、みなし規定を適用しない場合の保険料段階の保険料率により算定した額まで保険料を減免するものであります。なお、本減免については、システム上での対応により申請によらず行うことができることとしております。施行日は公布の日となります。

説明は以上となります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（神谷直子） 教育長。

○教育長（村越茂樹） それでは、続きまして、議案第38号 事業契約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

なお、参考資料59ページも併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

今回の事業契約の変更は、高浜小学校等整備事業において、維持管理業務仕様変更に伴う維持管理業務のサービス対価の減及び人件費の上昇等に伴い、維持管理業務及び維持管理業務を実施する上で必要なその他関連業務に係るサービス価格指数が前回改定時の指数と比較し、改定条件である3%以上の上昇となったことから、事業契約の変更をお願いするものでございます。

維持管理業務仕様の変更に伴う維持管理業務のサービス対価の減及びサービス価格指数の上昇率に応じてサービスの対価を算出した結果、本年4月から令和16年3月までの事業期間分として、627万9,335円の減額となり、変更後の契約金額を49億8,570万3,978円とするものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（神谷直子） 日程第7 議案第40号 令和8年度高浜市一般会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議案第40号 令和8年度高浜市一般会計補正予算（第2回）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

第2回補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,427万4,000円を追加し、補正後の予算総額を194億3,898万8,000円といたすものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款2項2目民生費国庫補助金の障害者総合支援事業費補助金は、障害福祉サービス等報酬改定等のシステム改修費に対する補助金を新たに計上いたすものでございます。

5目教育費国庫補助金の不登校児童生徒等の学び継続事業費補助金は、不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制を強化するために要する経費に対する補助金について内定の通知を受けたことに伴い、新たに計上いたすものでございます。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として増額いたすものでございます。

20款4項2目雑入の一般財団法人地域活性化センター助成金は、移住定住の推進及び地域交流の推進のために要する経費に対し、一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成金は、地域コミュニティ組織の活動に係る備品整備のために要する経費に対し、それぞれ助成金が交付決定されたことに伴い、新たに計上いたすものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款1項3目市民活動支援費は、先ほど申し上げました自治総合センターコミュニティ助成金を活用いたしまして、吉浜まちづくり協議会が整備する複合機の費用に対するコミュニティ助成事業補助金を計上いたすものでございます。12目企画費は、先ほど申し上げました地域活性化センター助成金を活用いたしまして、体験型プログラムを実施することで地域への愛着を向上させるとともに、地域内外の交流促進により関係人口を創出することや今後の高浜市を担う子ども若者世代における人材の発掘などを目的とした事業に要する経費を計上いたすものでございます。

3款1項2目地域福祉推進費は、障害福祉サービス等報酬改定等及び税制改正に対応するため、福祉総合システムの改修費を計上いたすものでございます。7目介護保険推進費は、介護保険法施行令の改正に対応するため、介護保険システムの改修費を計上いたすものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（神谷直子） 日程第8 報告第6号から報告第11号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、報告、説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、報告第6号 権利放棄の報告について、につきまして別添の報告第6号の資料に基づいて御説明いたします。

1ページをお願いします。

本件は高浜市債権管理条例第12条の規定により権利放棄いたしましたので、同条例第13条の規

定により御報告申し上げるものでございます。

2 ページをお願いいたします。

債権放棄の年月日は本年 3 月 31 日で、全て水道料金に係る債権で件数は 96 件、放棄金額は 32 万 871 円でございます。放棄金額のうち、28 万 3,072 円は消滅時効によるもの。3 万 7,799 円は破産法第 253 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該債権につき、その責任を免れたことによるものでございます。なお、3 ページには参考資料として令和 7 年度の強制徴収公債権の不納欠損状況をお示ししております。

報告は以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（神谷直子） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 報告第 7 号 繰越明許費繰越計算書につきまして、御説明申し上げます。

本件は、令和 7 年 12 月定例会における、令和 7 年度高浜市一般会計補正予算（第 8 回）並びに令和 8 年 3 月定例会における令和 7 年度高浜市一般会計補正予算（第 12 回）及び第 13 回におきまして、繰越明許費としてお認めをいただきました 14 事業につきまして、令和 8 年度に繰越しをさせていただきましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、御報告をさせていただくものでございます。

次ページを御覧いただきますようお願いいたします。

繰越事業の内容でございますが、2 款総務費の戸籍システム修正業務委託事業及び住民記録システム修正業務委託事業は、年度内におけるシステム改修が困難であるため、繰越しをさせていただいたものでございます。

3 款民生費のうち、物価高対応子育て応援手当支給事業は、年度内における手当の支給が困難であるため繰越しをさせていただいたものでございます。同じく、3 款民生費のうち、太陽光発電設備整備工事設計業務委託事業、10 款教育費 2 項小学校費のうち、同設計業務委託事業及び 5 項社会教育費のうち、同設計業務委託事業の 3 事業は余剰電力の有効活用等の検討に不測の時間を要し、年度内の完了が見込めないため繰越しをさせていただいたものでございます。

3 款民生費にお戻りをいただきまして、太陽光発電設備整備工事事業、10 款教育費 2 項小学校費のうち、同整備工事事業、港小学校仮設校舎賃借事業、港小学校長寿命化改良工事事業、3 項中学校費の中学校屋内運動場空調設備等整備工事事業及び 5 項社会教育費のうち、太陽光発電設備整備工事事業の 6 事業は学校施設環境改善交付金の交付決定があったことに伴うもので、年度内の完了が見込めないため繰越しをさせていただいたものでございます。

4 款衛生費の土地分筆登記申請業務委託事業は、年度内の完了が見込めないため繰越しをさせていただいたものでございます。

8 款土木費の中根橋架け替え工事負担金事業は、県が施工する工事において年度内の完了が見

込めないため、繰越しをさせていただいたものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（神谷直子） 都市政策部長。

○都市政策部長（磯村順司） それでは、議案第8号から10号までを説明させていただきます。

まず、議案第8号 令和7年度高浜市水道事業会計予算の繰越しについて、報告させていただきます。

本件は、地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和7年度高浜市水道事業会計予算において建設改良費の繰越しをしましたので、同条第3項の規定に基づき、報告をさせていただくものでございます。

予算繰越計算書をお願いいたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、水道施設近代化事業費のうち、下水道工事区域内における配水管移設工事の年度内完了が見込めなかったことから、繰越しをさせていただいたものでございます。

続きまして、報告第9号 令和7年度高浜市下水道事業会計予算の繰越しについて、報告させていただきます。

本件は、先ほどの水道事業会計と同様に地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和7年度高浜市下水道事業会計予算において建設改良費の繰越しをさせていただいたもので、同条第3項の規定に基づき、報告をさせていただくものでございます。

予算繰越計算書をお願いいたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、管路建設改良費のうち、下水道工事区域内における排水管等移設補償の年度内完了が見込めなかったことから、繰越しをさせていただいたものでございます。

続きまして、報告第10号 令和7年度高浜市土地開発公社の経営状況について、報告させていただきます。

後ろの決算書の9ページをお願いいたします。

まず総括事項でございますが、令和7年度において、新たに市道港線歩道設置事業（田戸町交差点南工区）用地及び市道港線歩道設置事業（中工区）用地として、178.59平方メートルを取得し、用地費1,862万6,148円の土地売買契約を締結。また、物件移転に係る補償費6,450万8,000円を支出いたしました。また、用地取得におきまして、年度内の物件移転が困難となりましたので、一部を翌年度に繰越ししております。また、市道港線歩道設置事業（田戸町交差点南工区）用地として取得いたしました、79.85平方メートル、1,769万1,451円の土地を処分いたしました。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。

事業報告でございます。

こちらは事業別の明細書となっております。

一番右側の当期末未処分用地の最下段の合計欄を御覧いただきたいと思います。

期末の保有面積は、4,208.35平方メートルで、金額は3億5,359万2,366円となっております。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございますが、収入の1款事業収益の決算額は1,922万7,835円で、内訳は公有地の処分に伴う売却収益及び保有土地の賃貸などによる収益となっております。

2款事業外収益の決算額4万5,027円は、受取利息及び雑収益となっております。

次に、支出の1款事業原価の決算額1,849万3,851円は、公有地売却原価及び保有土地賃貸等原価となっております。2款販売費及び一般管理費の決算額は21万4,230円で、内訳は役員報酬、法人市県民税などとなっております。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。

資本的収入、支出でございます。

初めに収入の1款資本的収入の決算額は9,706万9,352円で、内訳は公有地取得に係る借入金及び収益的支出の公有地売却原価を資本的収入に振り替える造成事業費用振替収入となっております。

次に、支出の1款資本的支出の決算額は9,707万7,990円で、主な内訳は用地費、補償費、借入金の支払利息及び償還金となっております。

次に、16ページをお願いいたします。

予算繰越計算書でございます。

令和7年度に用地先行取得を行った市道港線関連事業において、年度内に建物除去ができないことから繰越しされたものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

損益計算書は当該年度の利益を計算したもので、令和7年度は当期純利益が56万4,781円となっております。

次に、18ページをお願いいたします。

貸借対照表は、令和8年3月31日現在の資産状況と負債や資本の状況を取りまとめたもので、資産合計は負債資本合計と同額の4億470万79円となっております。

次に、19ページをお願いいたします。

事業原価計算書は、公有用地に関わる当該年度の原価を計算したもので、令和7年度末の公有用地の原価は1億4,788万6,379円となっております。

次に、下段の剰余金計算書及び20ページ上段の剰余金処分計算書でございますが、令和6年度から繰越しされた利益剰余金と令和7年度の当期純利益の合計額7,069万4,737円を令和8年度に繰越しをさせていただいたものでございます。

次に、財産目録ですが、令和 8 年 3 月 31 日現在の財産状況をまとめたもので、純財産が 8,069 万 4,737 円となっております。

次に、21 ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書は、保有する現金及び現金同等物の資産、資金のキャッシュ・フローを明確にしたもので、令和 7 年度は現金及び現金同等物が 55 万 6,143 円増加し、期末残高は 787 万 1,812 円となっております。

次に、22 ページをお願いいたします。

資本金明細表は、公社設立に伴う出資金を整理したもので、基本財産 1,000 万円は高浜市が出資しているものでございます。

次に、借入金明細表でございます。

借入金明細表は、当該年度の借入れに関する利率や借入れ方法、金額を整理したもので、令和 7 年度末の借入残高は 2 億 9,076 万 9,441 円となっております。

最後、23 ページをお願いいたします。

この表は令和 8 年 3 月 31 日現在における公社所有地の一覧表でございますので、御参照をお願いいたします。

説明は以上のとおりでございます。よろしく申し上げます。

○議長（神谷直子） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 報告第 11 号 令和 7 年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況につきまして、御報告申し上げます。

決算報告書の 3 ページ、営業の報告をお願いいたします。

初めに、営業の概要につきましては、第 32 期は高浜市から 32 業務を受託したほか、高浜市以外では高浜市社会福祉協議会、高浜豊田病院などから 14 業務を受託いたしました。この結果、第 32 期の売上高は前年度より約 3.0% 増の約 5 億 6,675 万円となっております。この内訳につきましては、6 ページの売上高明細書をお願いいたします。

受託収入としまして、1 の高浜エコハウス収入から 13 の清掃サービス事業収入まで合わせて 5 億 4,270 万 966 円で、事業収入は、物販事業収入 2,405 万 1,956 円となっております。

3 ページにお戻りいただきまして、営業の概要の下から 2 段落目をお願いいたします。

従業員の体制でございますが、令和 8 年 3 月 31 日現在、正規社員 54 人、臨時社員 207 人、合計 261 人により、それぞれ各種業務の遂行に当たっております。このうち 60 歳以上の社員が 100 人で、38.3%、女性社員につきましては 223 人で 85.4% となっております。

4 ページをお願いいたします。

貸借対照表につきましては、初めに左の欄の資産の部でございますが、資産の合計は 3 億 4,859 万 1,085 円で、前期と比較しますと、518 万 4,350 円の増額となっております。うち、流動資

産は現金・預金、商品・製品、未収入金などを合わせまして、2億2,860万4,363円、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産を合わせまして、1億1,998万6,722円となっております。

次に、右の欄の負債の部でございますが、流動負債は未払金から賞与引当金まで合わせまして、6,613万4,498円となっております。

右の欄下段の純資産の部は、資本金5,000万円と利益剰余金2億3,245万6,587円を合わせまして、純資産合計は2億8,245万6,587円となっております。

5ページをお願いいたします。

損益計算書でございますが、売上高は5億6,675万2,922円で、販売費及び一般管理費は5億5,055万1,745円となっております。この内訳につきましては、7ページの販売費及び一般管理費をお願いいたします。

主な経費であります人件費は、1給料手当、2退職給与金、3法定福利費を合わせますと、4億8,871万1,783円で、全体の88.8%となっております。

5ページにお戻りをいただきまして、表の中ほどをお願いいたします。

営業損失は244万8,991円で、営業外収益を加え、営業外費用を引きました経常利益は377万9,007円となっております。表の末尾から4行目の税引前当期純利益は425万4,006円で、法人税住民税等及び法人税等調整額を控除しました当期純利益は335万3,553円となっております。

8ページをお願いいたします。

株主資本等変動計算書でございますが、右から2列目の株主資本合計の当期末残高は、当期首残高2億7,910万3,034円に当期純利益335万3,553円を加えました2億8,245万6,587円となっております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（神谷直子） 以上で報告を終わります。

○議長（神谷直子） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

再開は、6月16日、午前10時であります。

本日はこれをもって散会いたします。御協力ありがとうございました。

午前11時58分散会
